

韮崎市指令第263号の23

## 許 可 書

住 所 山梨県韮崎市下祖母石2278番地  
氏 名 高野産業株式会社  
代表取締役 高野 実

令和3年2月2日付け申請のあった、一般廃棄物処理業（処分業）については、次の条件を付して許可する。

令和3年3月12日

韮崎市長 内 藤 久 夫



### 許可する条件

- 1 許可期間 令和3年4月1日から令和5年3月31日まで
- 2 許可内容
  - ① 一般廃棄物処理業（処分業）
  - ② 取扱種別  
一般廃棄物（可燃物（生ごみは除く）・不燃物・粗大ごみ）
  - ③ 事業の区分 処分業
- 3 業を行う場所 韮崎市下祖母石2278番地
- 4 環境衛生上必要な措置
  - (1)廃棄物の処理及び清掃に関する法律、同法施行令及び施行規則を遵守すること。
  - (2)韮崎市廃棄物の処理及び清掃に関する条例及び同条例施行規則を遵守すること。
  - (3)安全管理等には万全を期すること。
  - (4)苦情問題が生じた場合は、市の指示に従うこと。
  - (5)本権利を他人に貸与、又は譲渡した場合、本許可を無効とする。
  - (6)年1回以上、業務実績について報告すること。
  - (7)法令及び許可条件に違反のあったときは、本許可を取り消すものとする。